

令和3年度 インフルエンザ予防接種について

表 面

町では、予防接種を受ける日に和水町に住所を有する人を対象にインフルエンザ予防接種の費用助成を行います。

| | 高 齢 者 | 子 ども |
|--------------|--|--|
| 助成対象者 | 予防接種を受ける日に、和水町に住所を有する人で、下記のどちらかに該当する人 ①接種当日に65歳以上の人 ②接種当日に60歳以上65歳未満で内臓疾患の身体障害者手帳1級程度を有する人（対象者には別途通知します。） | 予防接種を受ける日に、和水町に住所を有する人で、下記に該当する人 ①接種当日に生後6か月以上で、年度末年齢が18歳以下（高校3年生年齢相当）の人 |
| 接種回数 | 1回 | ①1回目の接種当日に生後6か月以上13歳未満：2回 ②1回目の接種当日に13歳以上：1回 |
| 助成対象になる接種期間 | 令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月） ※接種期間は医療機関により異なります。必ず予約してください。 | 令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月） ※13歳未満の人は、1回目を令和3年12月31日（金）までに接種し、2回目を令和4年1月31日（月）までに接種してください。 |
| 接種の際に持っていくもの | ①接種料金 ②健康保険証 ③予診票 ・委託医療機関で接種される場合⇒医療機関に置いてありますので、医療機関でご記入ください。 ・委託医療機関以外で接種される場合⇒町指定の予診票が必要です。役場で手続きを行ってください。 | ①接種料金 ②健康保険証 ③母子健康手帳 ④印鑑 ※町内3医療機関（和水町立病院、和水クリニック、森の里クリニック）で受ける場合のみ持参。 ※予診票は、医療機関に置いてありますので医療機関でご記入ください。 |
| 料金 | 助成額 4,200円（上限） (ア)委託医療機関での接種料金5,380円（自己負担額1,180円） (イ)委託医療機関以外で接種の場合、料金は医療機関により異なります。下記の助成の受け方を参照してください。 ※生活保護世帯の方は、自己負担はありません（対象者には別途通知します） | 助成額 3,000円/回（上限） ※助成額上限を超えた分は、自己負担となります。 ※13歳未満の人で、2回接種される場合は、原則、 <u>同じ医療機関</u> で接種してください。 |
| 助成の受け方 | (ア)委託医療機関 （和水町立病院、玉名郡市、山鹿市・熊本市北区植木町、石崎医院） ※ <u>予防接種の予約をする際に、かかりつけ医が委託医療機関かどうか、直接かかりつけ医に御確認ください。</u> (イ)委託医療機関以外 ⇒町指定の予診票が必ず必要ですので、 <u>接種前に</u> 、役場で手続きを行ってください。 その後、医療機関に接種料金を一旦全額お支払いいただき、役場で助成手続きを行ってください。 ※請求時の持参品：予診票（原本）、接種済証、領収書、印鑑、通帳 | ①町内3医療機関（和水町立病院、和水クリニック、森の里クリニック） ⇒助成額上限を超えた分を医療機関にお支払いください。 ②上記①以外の医療機関 ⇒医療機関に接種料金を一旦全額お支払いいただき、役場で助成の手続きを行ってください。 ※請求時の持参品：母子健康手帳、領収書、印鑑、通帳 ※2回接種を受ける人は、 <u>2回目の接種後に</u> 助成手続きを行ってください。 ※保護者が同伴しない場合、医療機関へご相談ください。 |
| 請求期限 | 令和4年2月28日（月）まで | 令和4年2月28日（月）まで |

〈インフルエンザとは〉

口や鼻からインフルエンザウイルスがのどの粘膜などで増殖することで起こります。例年、12月から3月にかけて流行し、38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れます。インフルエンザはワクチンを接種することにより、ウイルスに感染しにくくしたり、感染した場合の重症化や合併症を防ぐなどの効果が期待できます。

町では集団感染や重症化を防ぐため、インフルエンザの予防接種料金の一部を助成します。もっとも効果的な予防接種の時期は、ワクチンが十分な効果を維持する期間が、接種後約2週間後から約5カ月とされていることから、10月から12月中旬までの間に接種することをお勧めします。

1 インフルエンザの予防

- ①日頃から睡眠不足や食生活に気をつけ、十分な栄養と休息をとりましょう。
- ②室内の空気の乾燥を防ぐため、加湿器などを使い、湿度(50～60%)を保ちましょう。
- ③外出時はマスクをし、帰宅後には必ず手洗い・うがいをしましょう。
- ④流行期には極力混雑する場所を避けましょう。
- ⑤予防接種を受けましょう。

2 インフルエンザの予防接種について

インフルエンザの予防接種は義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみ行います。そのため同意書には必ずご本人の署名が必要です。代筆については医療機関におたずねください。予防接種の有効性は発病予防効果が3割～5割程度ですが、肺炎などの重症化は予防できると考えられています。また、死亡を防止する効果は8割程度です。

3 予防接種を受けるにあたっての注意

- ①予防接種は体調のいい時に受けるのが原則です。
- ②予防接種の前にこの説明書をよく読んでください。
- ③予防接種はご本人が責任もって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

4 予防接種を受けることができない人

- ①37.5℃以上の熱がある人
- ②重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって具合が悪くなった人
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

5 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ②以前にインフルエンザの予防接種を受けた時に、2日以内に発熱、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある人
- ⑤インフルエンザ予防接種の成分または鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるとされたことがある人

6 予防接種を受けた後の注意点

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応がおこることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ④接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位が酷くはれたり、高熱、繰り返しの嘔吐などの酷い症状が出た場合は医師に相談してください。

7 主な副反応について

過敏症：まれに接種直後から数日中に、湿疹、じんま疹、かゆみ等があらわれることがあります。
全身症状：発熱、さむけ、頭痛、怠惰感等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失します。
局所症状：赤くなったり、はれ、痛み等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失します。
その他：ショック、アナフィラキシー様症状(じんま疹、呼吸困難)が現れることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。
※予防接種は、感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。気になる症状がある場合は医師に相談してください。万一、予防接種による健康被害が発生した場合には、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認、または担当までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

和水町健康福祉課 保健予防係 ☎0968-86-5724